

診療報酬改定に係る主要調査の状況について

医療経済実態調査(医療機関等調査)	平成22年度	平成23年度
<p>調査主体:中央社会保険医療協議会</p> <p>【前回実績】 第17回調査対象期間 ・平成21年6月分 ・平成20年度分</p> <p>平成21年10月30日 中医協総会に報告。</p>		<p>第18回調査実施(予定)</p> <p>調査実施について了承済み。(中医協総会(3月2日))</p> <p>第18回調査対象期間 ・平成23年6月分 ・平成21年度分及び22年度分</p> <p>☆5月18日に厚労省より震災対応案を提示し、 6月3日に調査実施の是非について議論。</p>
平成22年度診療報酬改定の結果検証に係る調査	平成22年度	平成23年度
<p>調査主体:中央社会保険医療協議会</p> <p>【前回実績】 平成20年度実施分: 平成21年3月18日、25日、4月18日 中医協検証部会で速報報告。 平成21年4月22日 中医協検証部会で本報告。 平成21年5月20日 中医協総会に報告。 平成21年度実施分: 平成21年11月10日 中医協検証部会で速報報告。 平成22年5月26日 中医協検証部会で本報告。 平成22年6月2日 中医協総会に報告。</p>	<p>平成22年度実施分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・後発医薬品</li> <li>・歯科技工加算</li> <li>・明細書</li> <li>・救急医療</li> <li>・外来管理加算</li> <li>／地域医療貢献加算</li> </ul> <p>☆速報まで実施済み。 ☆本報告を23年7月以降に報告予定。</p>	<p>平成23年度実施分</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・病院勤務医負担軽減</li> <li>・精神医療</li> <li>・在宅歯科／障害者歯科医療</li> <li>・リハビリテーション</li> <li>・在宅医療</li> <li>・後発医薬品</li> </ul> <p>☆調査票の作成作業開始。 ☆各委員に対し事前意見照会。 ☆6月総会において被災地への配慮方法を含め議論予定。</p>

## 東日本大震災の影響による医療経済実態調査(医療機関等調査)の実施上の対応(案)について

配慮する影響と対象データ	調査票配布時の配慮	調査票の記入に当たっての配慮	集計・分析時の配慮等
<p>1. 平成22年度改定の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年度分データ</li> <li>・平成22年度分データ</li> <li>・平成23年度6月単月分データ</li> </ul>	<p>○調査票を配布しない地域(約1.1%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・損害保険全損区域</li> <li>・郵便物等の配達困難地域</li> <li>・原子力災害による避難区域等</li> </ul> <p>○個別確認のうえ、調査依頼を行う地域(約7.7%)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記地域以外の被災地域</li> </ul>	<p>○診療報酬改定の影響を把握するための自由記載欄の新設</p>	<p><b>○震災の影響に配慮した適切な集計(※)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・配慮地域を除く全国集計</li> <li>・配慮地域を含んだ全国集計</li> <li>・配慮地域のデータ補正を含んだ全国集計</li> </ul> <p>・別紙総-1-3中3を参照</p>
<p>2. 東日本大震災の影響</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年6月単月分データ</li> </ul>	<p>同 上</p>	<p><b>○東日本大震災の影響を把握するための自由記載欄への記入を依頼(※)</b></p> <p>・別紙総-1-3中2及び総-1-4を参照</p>	<p>同 上</p> <p>○メディアスデータによる時系列分析</p> <p>○施設基準の届出状況等の報告にて状況把握(いわゆる7/1定例報告)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定数超過等に係る震災特例等の状況把握</li> </ul> <p>○各種調査を活用した状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療施設動態調査、病院報告等</li> <li>・毎月勤労統計調査</li> <li>・被災自治体の実施する調査</li> <li>・その他各種調査</li> </ul>

※印については、今回新たに提案したもの

## 東日本大震災の影響による第18回医療経済実態調査（医療機関等調査） の実施上の対応（案）について

### 1. 調査票配布時の配慮

- (1) 抽出された保険医療機関等のうち、下記の区域等に所在する保険医療機関等に対しては、調査票の発送は行わない。
  - ① (社) 日本損害保険協会が津波や火災によって甚大な被害（流失や焼失）のあった街区として認定した全損地域
  - ② 郵便事業（株）によって郵便物等の配達困難地域となっている区域
  - ③ 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第3項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域となった区域
  - ④ 同法第20条第3項の規定による計画的避難区域及び緊急時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている区域
- (2) 抽出された保険医療機関等のうち、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域に所在する保険医療機関等に対しては、事前に個別連絡を行い、調査協力の了承を得た上で、調査票の発送を行う。

### 2. 震災の影響を把握するための措置(全国)

東日本大震災の影響により、保険医療機関等の経営に与えている実態を把握し、今後の医療保険政策の基礎資料とするため、調査票の最終ページに設けられている自由記載欄への記入について、ご協力をいただく。

### 3. 集計・分析時の配慮

- (1) 有効回答の集計・分析の際に、被災区域に所在する保険医療機関等のデータを除いた集計を別途行うなどの措置を講ずる。
- (2) 保険医療機関等（調査票の配布に当たり配慮を行った区域に所在）の回収できなかったデータの補完については、他省、他部局等の手法等を参考に、別途推計、補完した全国集計を行う。
  - (例) 家計調査：調査票が回収できなかった地域については、東北地方で回収できた調査票を基に推計し、全国の結果として公表
  - 毎月勤労統計調査：全国集計については従前同様の方法で実施しつつも、欠落した調査データによる影響の可能性を付記
- (3) その他、東日本大震災の影響の把握を可能な限り行うため、状況の把握を進めつつ、必要な措置を講ずる。
  - (例) メディアデータの時系列分析
  - 施設基準の届出状況等の報告での状況把握
  - 各種調査を活用した状況把握
    - ・医療施設動態調査、病院報告等
    - ・毎月勤労統計調査
    - ・被災自治体の実施する調査 等

東日本大震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

「第18回 医療経済実態調査（医療機関等調査）」における  
自由記載欄への東日本大震災の影響のご記入について

「第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）」を実施するに当たりまして、医業経営への影響を把握し、次期診療報酬改定の基礎資料とする必要があります。

震災発生以降の例えば、入院・外来の患者数や患者一人当たりの平均収益の増減、従業員の方の異動などの影響、特徴などがございましたら、調査票の最終ページの自由記載欄へ是非ご記載いただきますようお願い申し上げます。

また、平成22年度診療報酬改定の影響についても併せてご記載いただきますようお願い申し上げます。

平成 23 年 6 月

開設者  
様  
管理者

中央社会保険医療協議会  
会長 ○ ○ ○ ○

厚生労働省保険局  
局長 ○ ○ ○ ○

### 第18回医療経済実態調査（医療機関等調査）スケジュール

年 月 日	事 項	前回実績
平成23年3月 2日	総会（調査実施の承認）	21.3.25
5月10日	総務省申請	21.5.8
16日	総務省承認	21.5.15
〃	調査票印刷発注	
18日	総会（調査の実施について議論）	
6月 3日	臨時総会（調査の実施について議論） 調査月（1日～30日） 調査票発送 調査協力依頼（電話連絡、HP等）	21.5.25
7月	回答喚起文書発送 回答期限（月末）	
8月～9月	回答督促文書発送 調査票の不備補正、照会、集計、分析	
10月	調査実施小委員会（調査結果発表） 総会（ 〃 ）	21.10.30

（参考）

		第17回	第18回
発送済数 （予定）	病院（1/5→1/3）	1,747	2,843
	一般診療所（1/25→1/20）	2,378	3,243
	歯科診療所	1,100	1,147
	保険薬局	1,539	1,641
第18回調査の配慮事項等		—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数年度分の把握</li> <li>・青色申告者の簡素化</li> <li>・震災対応等</li> </ul>

日医発第 142 号 ( 総医 4 )

平成 23 年 5 月 24 日

中央社会保険医療協議会  
会長 森田 朗先生

社団法人 日本医師会  
会長 原中 勝征

### 東日本大震災被災地視察のお願い

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、診療報酬について熱心にご審議たまわり、厚く御礼申し上げます。

さて、3月11日、東日本大震災が発生し、多くの方が犠牲となりました。行方不明の方も大勢おられ、被災地では避難生活が長期化し、多くの方が、心身の不調を訴えておられます。福島第一原子力発電所の問題もあり、災害は今なお現在進行中です。

被災地の医師、医療関係者は、家族を顧みることもなく、必死の医療をつづけています。日本医師会も、JMAT（日本医師会災害医療チーム）を組織し、被災地で懸命の医療を行なってまいりました。

しかし、被災地では、当たり前前の医療がありません。日本の国民皆保険の下で、医療を受けられない方があるのです。

被災地に一刻も早く、医療を取り戻さなければなりません。そのために、国およびすべての医療関係者が、東日本大震災からの医療再生に全身全霊を捧げるべきと考えます。

こうした思いから、日本医師会は、5月19日、厚生労働大臣に、来年度の同時改定見送りを要請いたしました。

また、東日本大震災の影響は、今後、全国に波及すると推察されます。このことも踏まえ、調査期間が昨年度末までである医療経済実態調査等についても、見送りを申し入れました。

本日は、日本医師会の思いをご理解たまわりたく、ぜひ、中医協委員の先生方に、被災地をご視察くださいますよう、お願い申し上げます。

日本の医療を担う先生方と、震災復興にかける思いを共有できれば、そして、そのことが医療再生につながれば、これほど有り難いことはありません。

森田朗会長におかれましては、ご多忙中、誠に恐縮ではございますが、是非とも、前向きにご検討いただき、委員の先生方のご視察をお認め下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

2011年6月3日

## 医療経済実態調査の問題点について

- (1) 東日本大震災の影響により、調査期間である平成23年3月11日～3月31日のデータを正確に捕捉できない。
- ・ 被災地の調査が困難であり、また被災地の医療機関に負担をかける。
  - ・ 医薬品メーカーの工場などの被災により医薬品や医療材料の流通も混乱している。
  - ・ 被災地以外の地域でも、処方期間の調整を依頼しており、通常の処方環境にない。
- (2) 平成23年度は、東日本大震災の影響が全国に波及すると推察されるが、予定された形での調査では、その実態は平成24年度診療報酬改定に反映されない。

今回の医療経済実態調査では、平成21年度・平成22年度の年間データを収集する予定である。通常、平成23年度の実態は、平成22年度データと近似しているとして、平成24年度の診療報酬改定に反映されるが、平成23年度は、東日本大震災の影響が全国に波及し、事態が前年度までと激変していると推察される。

6月単月調査については、日本医師会がかねてより主張しているように、6月に発生しない費用は年間発生額を推計して記入することになり、特に小規模の診療所などでは推計が困難であることから、費用が小さく、逆に収支差額が大きく出やすいなどの問題がある。そのため、6月単月調査だけでは実態は把握できない(図1)。

支払基金から、平成23年度3月および4月のデータが公表されているが、被災地のレセプト受付件数は、前年度に比べて、大幅に減少している。(表1、表2、表3)。東日本大震災で被災し、患者一部負担金の支払いの免除を申請された方も、47都道府県すべてにわたっている(表4)。

図 1 医療経済実態調査の問題点

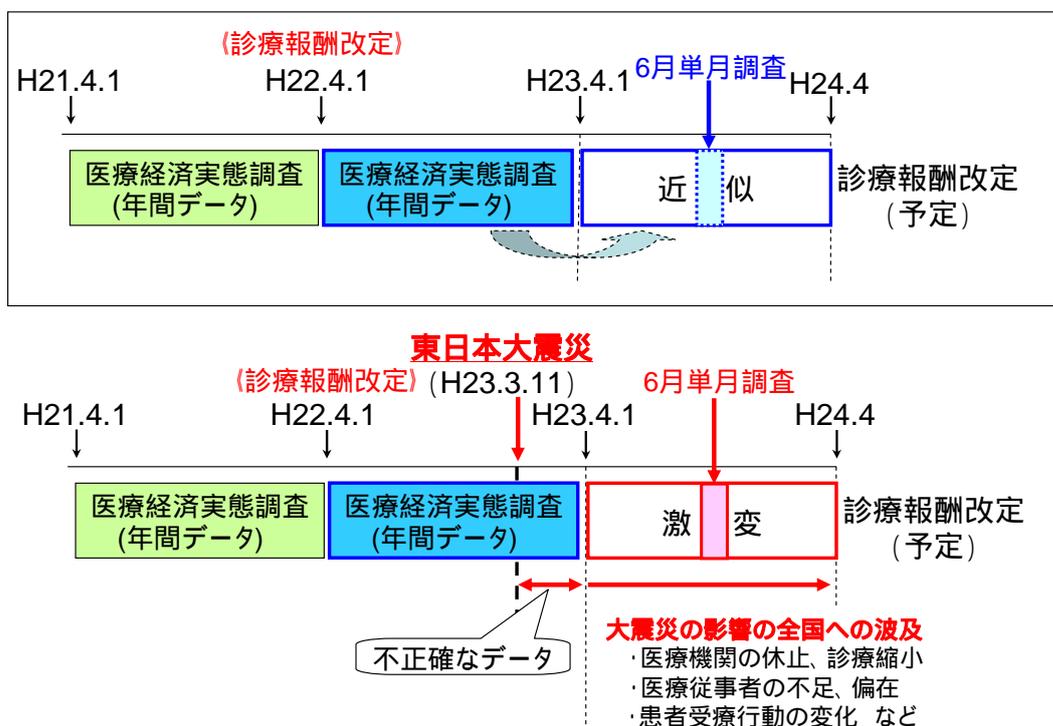


表 1 2011年3月診療分(4月処理)の受付状況

- ・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数の大幅な減少
- ・前年同月対比23～33%程度の減

(単位:千件、%)

		合計	医科	歯科	調剤	前年同月比(伸び率)			
						合計	医科	歯科	調剤
全国計		82,766	46,321	9,550	26,854	4.9	3.8	1.4	9.5
災害救助法適用地域	02 青森	737	407	70	259	3.2	5.3	5.6	1.0
	03 岩手	608	336	69	203	15.8	15.7	21.3	13.9
	04 宮城	1,061	573	114	374	25.7	26.4	32.5	22.1
	07 福島	920	512	97	311	22.7	24.5	27.6	17.8
	08 茨城	1,760	971	196	593	4.3	5.1	11.3	0.4
	09 栃木	1,267	751	139	376	2.6	3.7	8.8	2.1
	12 千葉	3,458	1,860	413	1,183	2.0	0.1	1.2	5.3
	15 新潟	1,394	756	160	477	2.3	1.7	3.1	5.2
20 長野	1,143	667	137	339	6.9	5.9	1.2	11.3	

\*出所: 社会保険診療報酬支払基金「東日本大震災に伴う診療報酬等請求支払の状況について」2011年5月30日

表 2 2011年4月診療分(5月処理)の受付状況

- ・医療機関等の罹災の多かった宮城県及び福島県において、受付件数前年同月対比10%程度の減
- ・宮城支部の歯科医療機関の受付件数については、前月(32.5%減)と同様に大幅な減

(単位:千件、%)

		合計	医科	歯科	調剤	前年同月比(伸び率)			
						合計	医科	歯科	調剤
全国計		76,899	42,900	9,293	24,655	1.9	1.4	1.4	2.9
災害救助法適用地域	02 青森	781	429	70	281	4.6	3.4	0.7	7.9
	03 岩手	679	369	70	239	2.0	3.1	11.6	3.0
	04 宮城	1,197	645	125	427	10.2	11.8	20.4	3.9
	07 福島	1,002	558	105	338	8.5	10.1	14.7	3.5
	08 茨城	1,708	935	209	564	4.5	3.6	1.8	7.1
	09 栃木	1,179	694	143	341	2.7	2.1	1.0	5.8
	12 千葉	3,175	1,695	423	1,056	3.3	2.3	1.5	5.8
	15 新潟	1,601	868	173	560	22.7	22.6	12.6	26.4
	20 長野	1,120	652	128	339	12.3	12.0	2.2	17.3

\*出所: 社会保険診療報酬支払基金「東日本大震災に伴う診療報酬等請求支払の状況について」2011年5月30日

表 3 被災に係るレセプトの提出状況

(東日本大震災と阪神・淡路大震災との提出件数の比較)

レセプト種別	東日本大震災				阪神・淡路大震災(平成7年)			
	4月	5月	6月	合計	2月	3月	4月	合計
災1	39,918	133,009		172,927	3,808	30,623	89,658	124,089
災2	344	176		520	76	37	0	113
災1・2以外	600	788		1,388	-	-	-	-
未確定	(3,774) 1	(5,550) 1		(9,324) 1	1府8県 974 2			974
合計	40,862	133,973		174,835	3,884	30,660	89,658	125,176

- 1 未確定レセプトの件数は、各レセプト種別の再掲である。
  - 2 未確定レセプトの件数は、月別の合計件数には含まれていない。
- 「災1」:一部負担金等の支払猶予措置が適用されるレセプト  
「災2」:一部負担金等の支払猶予措置が適用される診療と、適用されない診療(被災前及び原発避難・退避前)を区分することが困難なレセプト

\*出所: 社会保険診療報酬支払基金「東日本大震災に伴う診療報酬等請求支払の状況について」2011年5月30日

表 4 東日本大震災に係る一部負担金猶予の申請

(千円)

北海道	6,059	東京都	42,109	滋賀県	265	香川県	52
青森県	1,118	神奈川県	18,255	京都府	346	愛媛県	148
岩手県	100,049	新潟県	30,073	大阪府	703	高知県	26
宮城県	144,467	富山県	558	兵庫県	812	福岡県	517
秋田県	2,023	石川県	460	奈良県	48	佐賀県	47
山形県	19,299	福井県	93	和歌山県	82	長崎県	9
福島県	120,563	山梨県	1,087	鳥取県	20	熊本県	9
茨城県	12,859	長野県	2,565	島根県	7	大分県	167
栃木県	10,740	岐阜県	508	岡山県	53	宮崎県	46
群馬県	5,738	静岡県	737	広島県	137	鹿児島県	28
埼玉県	22,663	愛知県	1,414	山口県	169	沖縄県	535
千葉県	14,809	三重県	197	徳島県	908		

\*出所：社会保険診療報酬支払基金「平成23年3月診療分(4月処理)診療報酬等請求支払額における概算請求支払額及び一部負担金支払猶予レセプト請求支払額・割合(医療機関所在地別集計)」、2011年5月30日

# 被害状況(医療機関・社会福祉施設)

参考資料 - 1  
23.6.3

## (1) 被災地の病院の被害や診療機能の状況

(厚生労働省医政局4月28日時点まとめ)

	病院数	東日本大震災による被害状況		診療機能の状況							
		全壊	一部損壊※1	外来の受入制限		外来受入不可		入院の受入制限		入院受入不可	
				被災直後	4/20現在	被災直後	4/20現在	被災直後	4/20現在	被災直後	4/20現在
岩手県	94	4	60	54	5	7	3	48	7	11	5
宮城県	147	5	123	33	17	10	6	7	13	37	12
福島県	140	2	113	59	14	12	7	49	20	19	16
計	381	11	296	146	36	29	16	104	40	67	33

※1 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

※2 福島県の受入不可の医療機関の中には、福島第1原発から半径20km圏内の警戒区域内の7病院を含む。

※3 災害拠点病院については、県立釜石病院(岩手県)で入院制限、気仙沼市立病院(宮城県)で外来制限、県立宮古病院(岩手県)、石巻赤十字病院(宮城県)及び南相馬市立総合病院(福島県)で入院・外来制限。(5月6日時点)

※4 一部確認中の病院がある。

## (2) 被災地の社会福祉施設等の被害

(厚生労働省社会・援護局5月13日時点まとめ)

	施設数※1	被災施設数	児童福祉施設		老人福祉施設		障害福祉施設		その他福祉施設	
			全壊	一部損壊※2	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊	全壊	一部損壊
岩手県	2,142	208	12	29	9	92	9	56	0	1
宮城県	2,712	333	13	131	2	54	11	122	0	0
福島県	2,352	334	2	92	1	168	0	70	0	1
合計	7,206	875	27	252	12	314	20	248	0	2

※1 施設数については、被害のあった施設類型のうち主立ったものについて、平成21年度の各種統計を元に集計。

※2 全壊及び一部損壊の範囲は、県の判断による。「一部損壊」には、建物の一部が利用不可能になるものから設備等の損壊まで含まれる。

## (参 考) 医療関係者等の派遣状況

派遣元等	活動中の人数 (活動チーム数)	備考
医療チーム (医師、看護師等4~5人で構成)	407人(95チーム)	累計9,019人(1,882チーム)
歯科医師等の派遣	23人	累計175人
薬剤師の派遣	74人	累計1,361人
看護師の派遣	13人	累計1,124人
保健師等の派遣	342人(104チーム)	累計603人(178チーム)
管理栄養士の派遣 (自治体派遣者を除く)	13人	累計158人
「心のケアチーム」の派遣 (精神科医、看護師、精神保健 福祉士等で構成)	122人(28チーム)	累計1,640人(51チーム)
介護福祉士等の派遣	91人	累計1,023人
児童福祉司等の派遣	12人	累計149人

(平成23年5月16日現在)

# 医療（医療関係者の派遣等）

## 被災地における医療の現状

- 地震が発生して2ヶ月が経過し、医療の内容は救急医療から慢性疾患（高血圧など）対応へ



## 現状への対応

### (1) 医療関係者の被災地への派遣

- 日本医師会等の関係団体から、医師等を派遣
- 全国の自治体との間で、保健師等の派遣を調整
- 精神科医、看護師等から構成される「心のケアチーム」の派遣を調整

### (2) 医療保険制度による対応

- 氏名、生年月日などの申し出により、被保険者証なしで医療機関を受診することが可能
- 被災地に居住し、生活にお困りの方は、医療機関での窓口負担を免除（震災後に他の市町村に移った方も同様）



（医療チームのミーティング）

5月から6月に実施される各種統計調査の東日本大震災による変更事項等について

平成23年5月11日 保険局医療課調べ

調査名称	実施府省	変更事項
労働力調査	総務省	3月調査以降、被災3県の全域で調査の実施が困難な状況にある。 当面、全国の結果に代えて、当該3県を除く全国の結果を公表していく予定。
個人企業経済調査	総務省	動向編の平成23年1～3月期、平成22年度、平成23年4～6月期結果及び構造編の平成22年結果については、被災3県を除く全国の結果として、公表することとします。
科学技術研究調査	総務省	変更事項は特になし。
家計調査	総務省	平成23年3月分以降の調査について、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な地域が発生したことから、当面、調査票が回収できなかった地域については、東北地方注で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより推計した結果を公表する。
小売物価統計調査	総務省	岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の一部地域において、3月中旬以降の調査に支障が生じており、全国3月分の結果については、原則として、調査できた価格の平均を都市別価格として表章する。
法人企業統計調査	財務省	岩手県、宮城県及び福島県の被災3県並びに青森県の一部について、6月初旬まで調査票の発送を見合わせ、調査票の回収も6月末まで延長することとする。 (四半期別調査)
学校基本調査	文部科学省	被災3県については、通常のスケジュールに基づく作業は中断しているところ。
学校保健統計調査	文部科学省	被災3県については、通常のスケジュールに基づく作業は中断しているところ。
人口動態調査	厚生労働省	提出期限の猶予等
医療施設動態調査	厚生労働省	提出期限の猶予等

国民生活基礎調査	厚生労働省	被災3県の調査を実施しない。
毎月勤労統計調査	厚生労働省	被災3県については、全国調査のうち調査員調査、並びに地方調査を実施しない。
薬事工業生産動態統計調査	厚生労働省	変更なし。
介護事業経営実態調査	厚生労働省	青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の5県について、調査を実施しない。
生産動態統計調査	経済産業省	特になし。
特定業種石油等消費統計調査	経済産業省	特になし。
商業動態統計調査	経済産業省	特になし。
企業活動基本調査	経済産業省	特になし。
ガス事業生産動態統計調査	経済産業省	特になし。
建築着工統計調査	国土交通省	変更事項なし。
建設工事統計調査	国土交通省	変更事項なし。

造船造機統計調査	国土交通省	変更事項なし。
内航船舶輸送統計調査	国土交通省	変更事項なし。
船員労働統計調査	国土交通省	変更事項なし。
自動車輸送統計調査	国土交通省	変更事項なし。
鉄道車両等生産動態統計調査	国土交通省	変更事項なし。
港湾調査	国土交通省	変更事項なし。

平成 23 年 4 月 25 日  
厚生労働省大臣官房統計情報部

## 東日本大震災の影響による毎月勤労統計調査の集計・公表の取り扱いについて

東日本大震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

### 1. 状況

東日本大震災を受け、毎月勤労統計調査規則（昭和 32 年労働省令第 15 号）第 14 条に基づき、岩手県、宮城県、福島県の 3 県においては、都道府県知事の判断により平成 23 年 3 月及び 4 月分（宮城県については 3 月、4 月及び 5 月分）について、全国調査のうち調査員調査で行っている部分及び地方調査について調査を行わないこととなりました。また、調査を継続している部分であっても震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれます。（別紙参照）

### 2. 全国調査の対応と結果への影響

集計については、従来通りの方法で行うこととしています。その結果、賃金、労働時間、雇用の集計結果について、以下の影響が考えられます。

#### ① 労働者一人当たり賃金について、

3 県の調査員調査の対象事業所における賃金の変動が反映されないこと、相対的に賃金の低い地域の調査票が減少することから、実勢よりもやや高めに推計される可能性があります。

#### ② 労働者一人当たり労働時間について、

3 県の調査員調査の対象事業所における労働時間の変動が反映されないことから実勢よりもやや高めに推計される可能性があります。また、相対的に労働時間の長い地域の調査票が減少することから、実勢よりもやや低めに推計される可能性があります。

#### ③ 雇用について、

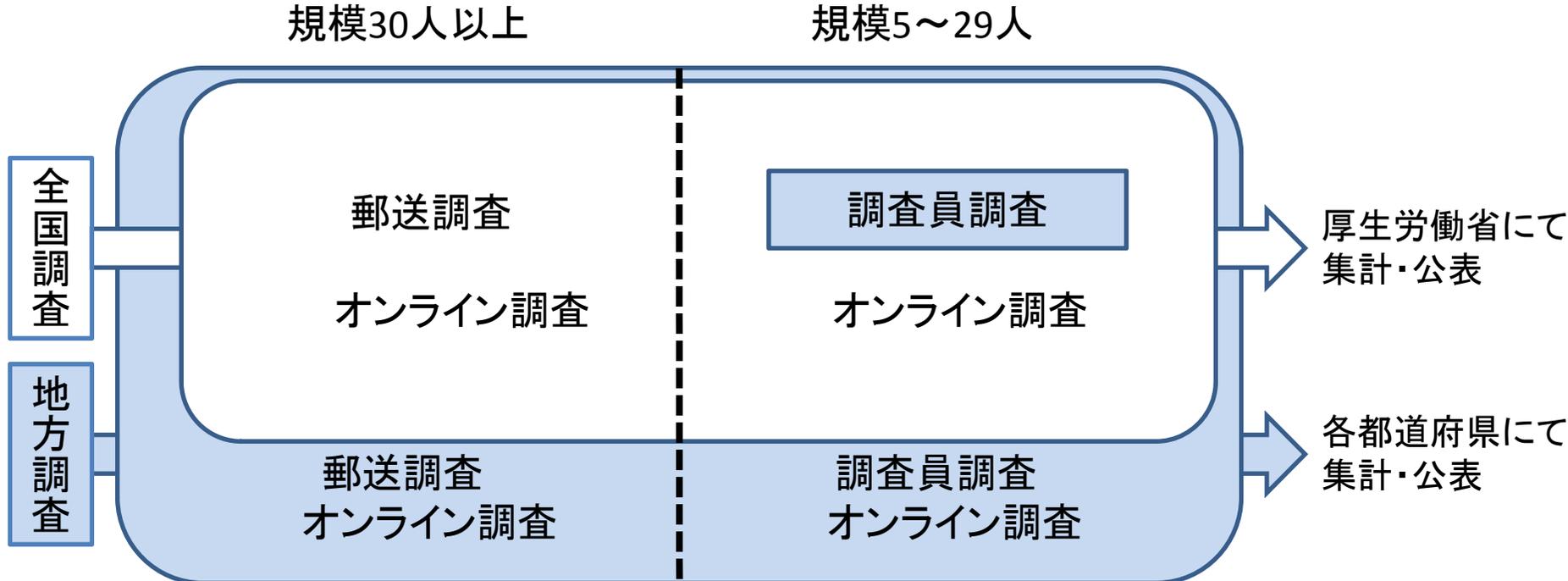
3 県の調査員調査の対象事業所における労働者の減少が反映されないことから、実勢よりもやや高めに推計される可能性があります。また、労働者数の集計においては雇用保険における適用事業所の改廃状況を反映していますが、今回の震災、津波等の影響で事業主等による雇用保険の手続が遅れることが考えられるため、実勢よりも遅れて労働者数が増減する可能性があります。

### 3. 全国調査の公表予定

結果の公表は当初計画どおりの日時で行う予定であり、平成 23 年 3 月分結果速報は 5 月 2 日（月）10:30 の公表を予定しています。

別紙

毎月勤労統計調査の調査体系と震災の影響



岩手県・宮城県・福島県では、網掛け部分について3月・4月(宮城県は5月も)調査は行わない。  
また、調査を継続している部分であっても、震災、津波等の影響により、被災地を中心に有効回答が減少することが見込まれる。

中止の根拠法令

毎月勤労統計調査規則(昭和32年労働省令第15号)

第14条 調査の対象となる事業所について、天災事変その他やむを得ない理由で調査を行うことができないと厚生労働大臣又は都道府県知事が認めたものについては、その月分の調査(特別調査にあっては、その年の調査)は行わない。

2 都道府県知事は、前項の規定により調査を行わなかったときは、遅滞なく、厚生労働大臣に報告しなければならない。

## 家計調査結果における東日本大震災の影響への対応

東日本大震災でお亡くなりになられた方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

家計調査においては、東日本大震災の影響により、平成 23 年 3 月分以降の調査について、岩手県、宮城県及び福島県において調査の実施が困難な地域が発生したことから、当面、調査票が回収できなかった地域については、東北地方<sup>注</sup>で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより推計した結果を公表することといたします。

### 1 状 況

家計調査は、全国約 9000 世帯の調査世帯に 1 か月間の日々の家計収支等を家計簿等の調査票に御記入いただく調査であり、記入された調査票は、調査員により各調査世帯から回収された後、都道府県を通じて総務省統計局に提出され、集計されることとなります。

東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県のうち特に甚大な被害を受けた地域においては、調査の実施が困難な状況となりましたが、可能な範囲で調査の実施に努めているところです。

### 2 対 応

平成 23 年 3 月分以降の結果においては、震災の影響により調査票を回収できなかった地域について、東北地方<sup>注</sup>で調査票を回収できた地域の結果で補完することにより推計した全国結果を公表いたします。

具体的には、甚大な被害のあった東北地方について、推計に用いる世帯分布（二人以上の世帯においては世帯人員別、単身世帯においては男女年齢階級別の分布）を震災発生前の分布に固定した上で、調査票の回収ができずに欠落した分を、東北地方<sup>注</sup>で調査票が回収された他の地域の結果で補完することといたします。

なお、調査票の回収ができなかった具体的な地域については、二人以上の世帯の各月結果の公表時に、併せて明記することといたします。

### 3 公表予定

結果の公表は当初計画どおりの日時で行う予定であり、平成 23 年 3 月分速報結果（家計収支編のうち二人以上の世帯）は 4 月 28 日（木）8:30 の公表を予定しております。

注 二人以上の世帯の場合。

単身世帯については、北海道・東北地方で補完する。

連絡先  
統計局統計調査部消費統計課審査発表係  
松本課長補佐，関野係長  
TEL 03-5273-1174 FAX 03-5273-1495

## 平成23年介護事業経営実態調査の実施概要（案）について

## 1. 調査の目的

介護報酬は各々のサービスの平均費用の額等を勘案して設定することとしていることから、各々の介護サービスについての費用等についての実態を明らかにし、介護報酬設定のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2. 調査時期

平成23年4月

## 3. 調査票の種類

- (1) 介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設調査票
- (2) 介護老人保健施設調査票
- (3) 介護療養型医療施設調査票
- (4) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所  
(介護予防含む) (福祉関係) 調査票
- (5) 居宅サービス・地域密着型サービス事業所  
(介護予防含む) (医療関係) 調査票

## 4. 調査対象及び抽出率

- (1) 抽出方法：層化無作為抽出法により抽出
- (2) 抽出率：別表の通り

## 5. 調査項目

サービス提供の状況、居室・設備等の状況、職員配置、職員給与収入の状況、支出の状況 等

(別表)

## 平成23年介護事業経営実態調査の抽出率(案)について

	母集団数	調査対象 見込数	今回	参考		
				前回(平成20年) 経営実態調査	平成22年経営 状況調査	平成19年経営 状況調査
介護老人福祉施設	6,217	1,554	<u>1/4</u>	<u>1/12</u>	1/4	1/14
介護老人保健施設	3,717	929	<u>1/4</u>	<u>1/10</u>	1/4	1/12
介護療養型医療施設	1,953	977	<u>1/2</u>	<u>1/4</u>	1/4	1/4
訪問介護	26,457	5,291	<u>1/5</u>	<u>1/10</u>	1/20	1/30
訪問入浴介護	2,295	1,148	1/2	1/2	1/10	1/10
訪問看護ステーション	5,658	1,132	<u>1/5</u>	<u>1/10</u>	1/40	1/40
訪問リハビリテーション	3,190	1,063	<u>1/3</u>	<u>1/10</u>	1/20	1/20
通所介護	26,610	5,322	<u>1/5</u>	<u>1/20</u>	1/20	1/70
(再掲)療養通所介護	63	63	1/1	1/1	1/1	1/1
通所リハビリテーション	6,752	1,350	1/5	1/5	1/30	1/30
短期入所生活介護	7,703	1,100	<u>1/7</u>	<u>1/20</u>	1/40	1/60
短期入所療養介護	3,770	943	1/4	-	-	-
特定施設入居者生活介護	3,329	1,110	<u>1/3</u>	<u>1/10</u>	1/20	1/20
居宅介護支援	31,853	3,185	1/10	1/10	1/10	1/15
福祉用具貸与	6,355	3,178	1/2	1/2	1/60	1/60
夜間対応型訪問介護	101	101	1/1	1/1	1/1	1/1
認知症対応型通所介護	3,383	1,692	<u>1/2</u>	<u>1/5</u>	1/20	1/30
認知症対応型共同生活介護	10,308	1,031	<u>1/10</u>	<u>1/20</u>	1/20	1/36
小規模多機能型居宅介護	2,520	1,260	<u>1/2</u>	<u>1/5</u>	1/10	1/10
地域密着型特定施設	152	152	1/1	1/1	1/1	1/1
地域密着型介護老人福祉施設	369	369	1/1	1/1	1/1	1/1
合計	152,692	32,887				

※ 母集団数は介護給付費実態調査(平成22年8月審査分)の請求事業所数

※ 抽出率の設定に当たっては、前回(平成20年)調査の有効回答率等を踏まえて設定。

## 介護事業経営実態調査の回収率について

(過去の介護事業経営実態調査及び介護事業経営概況調査の有効回答数及び有効回答率の状況)

	平成23年実態調査	平成22年概況調査		平成20年実態調査 ※2		平成19年概況調査 ※2	
	発送数	有効回答数	有効回答率	有効回答数	有効回答率	有効回答数	有効回答率
介護老人福祉施設 ※1	1,557	986	62.5%	174	37.4%	126	33.6%
介護老人保健施設 ※1	923	487	50.6%	208	44.3%	91	31.3%
介護療養型医療施設 (病院)	762	72	31.7%	92	20.8%	38	20.0%
認知症対応型共同生活介護 ※1	1,011	433	41.3%	373	34.7%	65	27.3%
訪問介護 ※1	5,555	444	32.5%	1,730	39.0%	224	31.2%
訪問入浴介護	1,221	120	45.6%	720	28.6%	130	22.3%
訪問看護	1,029	50	31.1%	288	31.8%	48	38.7%
通所介護 ※1	5,274	637	48.8%	828	46.1%	97	34.9%
認知症対応型通所介護	1,885	69	30.1%	216	26.5%	44	19.2%
通所リハビリテーション	1,340	74	29.5%	375	44.4%	122	60.1%
短期入所生活介護	1,116	80	35.4%	330	69.9%	99	102.1%
居宅介護支援 ※1	2,501	194	12.0%	1,127	61.4%	120	49.8%
福祉用具貸与	3,647	38	25.3%	517	12.0%	124	27.9%
小規模多機能型居宅介護	1,206	152	57.6%	160	26.5%	24	28.2%
特定施設入居者生活介護 (有料老人ホーム)	1,095	19	9.6%	57	17.0%	26	23.6%

※1 平成22年介護事業経営概況調査において抽出率の見直しを行ったため、発送数が大幅に増加している。

※2 平成19年介護事業経営概況調査及び平成20年介護事業経営実態調査の有効回答数は、1事業所が複数サービスを実施している場合の回答を、それぞれのサービスに計上している。